

中国における
企業連合・企業集団の発展と法規制の問題

王 作 全

目 次

一 はじめに

二 企業連合・企業集団の発展段階

1 專業公司・連合公司の発展段階

(1) 改革以前の試み

(2) 改革以来の政府の指導方針と專業公司・連合公司の発展

(3) 議論の展開と問題点

- 2 企業間の「横割り連合」の推進段階
- 3 企業集団の発展段階

三 企業連合・企業集団の法規制の若干の問題

- 1 企業連合・企業集団に関する主要な法規定
- 2 法規制の若干の問題
 - (1) 会社概念に関する法規定
 - (2) 企業連合体の法的分類の問題
 - (3) 企業集団の法規制の問題

四 おわりに

一 はじめに

現代中国の最大の特徴とも言える改革開放路線を宣言した、一九七八年二月北京で開催された中国共産党第一期三中総会は、それまでの中国の经济管理体制について「権限の過度集中」と「党と行政部門と企業の区別がないこと」が最大の欠陥であると指摘したうえ、これらの欠陥を克服するため、まず指導性をもって過度集中の権限を大胆に下放し、各種の企業により多くの経営自主権を持たせるべきであると強調した。そればかりでなく、同総会は、企

業間の構造関係にも触れ、肥大化された行政機構を簡素化させ、これらの行政機構の大部分の権限を企業としての專業公司（專業会社）と連合公司（連合会社）に委譲すべきであると主張し、企業間の連合関係を通しての專業公司と連合公司の設立を提案していた。^①ただし、同総会が提案する專業公司と連合公司は、これまでの行政機構が持っている権限を下放するための一種の受け皿として位置付けられているが、実は同総会の直前の一九七八年一〇月の「人民日報」に掲載された当時の中国社会科学院の院長胡喬木氏の論文は、当時の中国の企業構造の普遍的な現象とも言われた「大而全」（大型で何でも揃った）、「小而全」（小型で何でも揃った）という工業企業の組織構造を厳しく批判したうえ、これは相当立ち遅れた組織形態であり、專業化した協業原則に基づく專業公司や連合公司の設立を通して改革すべきであると強調している。^②

また、総会直後の一九七九年六月に開催された第五期全国人民代表大会（以下、「人大」と略す）第二回会議における「政府活動報告」は、「企業体としての專業公司と連合公司を計画的に、準備を整えたいうえで次第に作り上げていく。そして、「大而全」、「小而全」という、今の多くの企業にみられる経済効率の低い立ち遅れた状態を次第に改めていき、肥大、重複、低能率の多くの行政機構が経済を管理しているという今の立ち遅れた状態を次第に改めたい」と述べ、專業公司と連合公司の設立の趣旨について、一一期中総会が主張した行政権限縮小の受け皿としての意味と、胡氏が強調した「大而全」、「小而全」という企業の立ち遅れた組織構造の見直しとしての意味の両方を明確に示したのである。^③

いずれにせよ、中国は、一一期中総会を契機に改革開放の時代に入り、企業に関して言えば、まず個別企業の管理体制の改革に着手し、それが企業の経営自主権の拡大から始まり、後の企業の所有権と経営権の分離の改革の段階を経て、今日の株式会社と有限会社を主要企業形態とする現代企業制度の確立の改革段階に入るといふ道程を辿りな

がら進められてきた。このような個別企業の管理体制を巡る改革においては、企業の経営自主権の意義内容や企業の所有権と経営権の意義及び両者の関係のあり方などが論議の的となり、個別企業を規制する企業立法も主にこれらの問題に対する明確な規定を中心に展開され、企業の一定の独立性を確保するために企業の法人性についての議論は若干あったとしても、最も議論されたのはやはり企業の所有権と経営権及び両者の関係に関する問題であろう。少なくとも個別企業を巡る改革とその立法においては、現代企業形態の典型的形態である会社制度そのものについて、株式制による企業改革に関して若干の議論があったとしても、それほど議論されなかったと言えよう。しかし、このような個別企業の改革と同時に始められた企業間の連合関係を構築するための改革は、上述したように、直接、専業会社と連合会社の設立から始まり、後に企業間の「横割り連合」（原語は「横同連合」であるが、企業間の水平的連合関係を指す）の推進による数多くの緩やかな企業連合体の出現という発展段階を経て、八〇年代の後半に入ってから今日に至るまで企業集団の創立と発展を中心に進められるようになった。

周知のとおり、中国では、一般に「公司」という用語を日本の「会社」という用語の同義語または訳語として使うが、それに加えて、専業会社や連合会社の設立にせよ、後の企業間の「横割り連合」と企業集団の発展にせよ、いずれも強い行政指導のもとで進められた結果、数多くの「行政型公司」が現れたため、「公司」とは何か、企業連合体の法的性質をいかに規定すべきか、また、企業集団の法的意義、分類及び法人格の有無、企業集団の株式制度化などに関する議論が盛んに行われた。これらの問題のいずれも直接、中国の会社立法と係わる重要な問題であり、その抜本的解決は、会社制度の基本法である会社法の成立に求めるほかはないという認識に議論が一致している。従って、中国における会社法の成立及び会社法の特徴を正確に把握するために、改革以来の企業連合・企業集団の発展実態及びその法規制の問題を明らかにする必要があると思われる。

二 企業連合・企業集団の発展過程

改革以来の企業連合・企業集団の発展過程を概観する際、時期ごとの相当異なる特色が見られるため、それを、①企業間の連係関係が強固に阻止された「大而全」、「小而全」の企業構造の克服策としての專業公司と連合公司の設立、②地域ごとのヨコ割りと部門ごとのタテ割りという企業間の地域、部門にまたがる連係関係の発展の最大の障壁になっていた行政支配構造を改革するための企業間の「横割り連合」の推進、③企業連合の小規模や連合の結付きの脆弱さなどの問題を解決し、大規模経営効率を実現するための企業集団の創立と発展、という三つの段階に分けて考察することができる。

1 專業公司・連合公司の発展段階

(1) 改革以前の試み

上述したように、中国は、一九七八年末の一期三中総会を契機に個別企業管理制度の改革として企業経営自主権の拡大を実行すると同時に、企業間の連合関係を強めるために專業化した協業原則に基づく專業公司と連合公司の設立を企業改革の一環として始めた。実は企業間の連合関係の発展の障壁となっている企業の「大而全」、「小而全」という立ち遅れのあり方を專業公司や連合公司の設立を通して改革すべきことが、改革以前の一九六〇年代の社会主義建設の時代においても主張され、かつ試みられたことがある。例えば、一九六一年九月に制定された「国营工業企業工作条例（草案）」（いわゆる「工業七〇条」）は、「協業」（原語は「協作」）と題する一章を設けて、企業が契約を通して直接取引関係のある他の企業と協業関係を確立すべきであり、直接の取引関係のない場合には、業種（原語は「行業」）ごとに一定の繋がりのある企業を組織して專業公司を設立すべきであることを強調すると同時に、このような企業間の協業関係の確立及び專業公司の設立を管理する機関は、各級政府の經濟委員会にすべきであると規定して

いる。⁴⁾

また、專業公司を組織する試みとして、一九六四年に入ってから当時の中央政府は、工業及び企業管理体制について、主に①企業管理部門が重複し、管理政策が多種部門から出されていること（原語は「多頭領導、政出多門」）、②企業経営が分散され、企業のあり方が「大而全」、「小而全」構造となっているため、企業の不合理な重複設立が現れること、などの問題点を挙げ、これらの問題を解決するために、專業化した協業原則に基づいてトラスト方式の全国的專業公司の設立を決め、かつ同年に同一業種のほとんどの企業を吸い込むような形の一二の全国的專業公司（全国的トラスト）を設立したのである。⁵⁾

このように設立された一二の全国的トラストは、国家から企業への生産計画、企業建設計画、技術・新製品開発計画、設備及び流動資金の投資計画、労働・賃金計画などを直接受け、それをトラスト内部の企業に向けて統一的に実施するという、国家と企業の間が存在し国家が直接コントロールする国家トラスト組織になっていた。しかし、六〇年代の初期に行われた專業化した協業原則に基づく專業公司、とりわけ全国的トラストの設立の試みは、一九六六年から始まった「文化大革命」の時代において「修正主義路線」、「資本主義トラスト」として厳しく批判され、設立されたトラスト組織もすべて解体される、という運命に会って挫折してしまった。

この試みの歴史的な功罪について、その果たした積極的な役割として一般に以下のような点が挙げられている。①企業経営の分散及び企業の「大而全」、「小而全」構造の問題を解決し、国家の統一的計画の実施と総合的均衡関係の維持、生産力の向上に有利であったこと、②專業化した協業原則に基づく合理的な経済運営ができたため、既存企業の潜在力を十分に発揮させることができたこと、③供給、生産、運送、販売における統一管理経営が実現されたため、統一的調整の実行に有利であるだけでなく、物資流通を加速させ、流通費用を節約することができたこと、④全面的

統一的計画の実施、人材・物資・財政の合理的使用に有利であるため、経済効率を確実に向上させたこと、⑤技術力を集中して、科学研究と技術革新を行うのに有利であったため、新製品を開発し、品質を高めることができたこと、⑥管理機構の簡素化、管理余剰人員の削減、不合理な規則と制度の改革にも有利であったため、企業の経営管理を改善することができたこと、などである。⁶⁾ その一方においてこの試みの問題点として、①過度な独占による競争の制限、②企業自主権の剥奪、③トラストによる統一的経営管理とタテ割り・ヨコ割りの行政的経済管理制度との衝突、④トラスト内部における集中統一と各自管理との間に矛盾が生じたこと、などが指摘されている。⁷⁾

(2) 改革以来の政府の指導方針と專業公司・連合公司の發展

改革以来、最初に正式にこの改革に触れたのが一九七八年四月に制定された中国共産党中央委員会の「工業の發展を早める若干の問題に関する決定(草案)」(いわゆる「工業三〇条」)である。その中で、すでに專業化した協業原則に基づいて工業を改組すると規定しているほか、專業化生産は現代工業發展の必然的趨勢であり、「大而全」、「小而全」の全機能企業は巨大の浪費をもたらしただけでなく、生産技術の進歩と労働生産率の向上を甚だしく阻害していると指摘し、統一企画のもとで同類企業の生産計画を調整し、合理的分業を進め、專業化レベルを高め、同一地域において、同類企業及びこれらの企業と直接取引している小型企業を專業公司に組織すべきであり、また、專業化した協業を基礎に地域、業種にまたがる連合公司を發展させるべきであると強調している。⁸⁾ 従って、前述した胡喬木氏の論文の一部は、この「工業三〇条」の規定の趣旨を説明するためのものであると思われる。その後、政府の指導方針として、前述した一二期三中総会と一九七九年六月の第五期「人大」第二回會議の「政府の活動報告」における見解以外に、一九八一年一月に開催された第五期「人大」第四回會議における「政府活動報告」においては、「地域ごと、部門ごとのヨコ割り、タテ割りの厚い壁を崩し、專業化協業と生産の必要に応じて、様々な形態の経済連合を

發展させ、企業を合理的に組織する」などのことが強調されている。

この時期の專業化協業原則に基づく專業公司や連合公司の發展に関する政府の指導方針として最も重要なのが一九八〇年七月に國務院から公布された「經濟連合の推進に関する暫定規定」である。同暫定規定は、企業間の連合による專業公司や連合公司の設立を含めた様々な形での企業間の連携關係を經濟連合として捕らえ、經濟連合（企業間の連合關係が基本である）の重要な役割や若干の重要原則を明確に示している。

まず、同暫定規定は、經濟連合の重要な役割について以下のような点を挙げている。①經濟連合は、長所をもって短所を補い、各經濟組織の優位性を發揮し、經濟効率を高め、生産の歩みを早めうること、②經濟連合は、地方と企業の物力、財力を國家建設が緊急必要としている方面に吸収するのに有利であること、③經濟法則に従って、企業間の「横割り連合」を広げ、地域封鎖、部門分割を打破する効果を持つこと、④專業化協業原則に基づいて工業を改組し、企業の重複建設や盲目的な生産などを防ぐことができること、などである。また、同暫定規定は、經濟連合の原則について、主に經濟發展の緊急要請に応じて、自由意思で組織し、行政命令によって組織してはならないという、言わば自由意思原則と、業種、地方、所有制及び隸屬關係からの制限を受けるべきではないが、連合する企業が自由に各自の所有制、隸屬關係及び財政關係（主に利潤上納、納税關係を指す）を変更してはならないという、言わば「三不変」原則の二原則を堅持すべきであることを明示している（同規定一条参照）。

このような政府の指導方針のもとで、專業化した協業原則に基づく專業公司と連合公司の設立が企業改革の一環として大いに進められるようになった。最初は、一九七八年の初め頃、主として北京、上海、天津などの大都市に限って実験的に行われたが、間もなく全国各地で広く行われるようになっただけでなく、專業公司と連合公司の設立が全国的ブームとなり、三、四年の間に、專業公司、總工場、連合公司などの名称を冠する多くの企業連合組織が生まれ、

一九八一年末までに國務院の三八部門で合計一二〇に達する全国的公司在設立され、一九八三年末までに正式に設立登記を行った各種の企業連合体がすでに二六、〇〇〇にも達していたと言われる。¹¹⁾

(3) 議論の展開と問題点

この時期の專業公司と連合公司の設立による改革については、大いに議論され、様々な指摘が行われている。

(イ) 「大而全」、「小而全」構造の弊害及び形成原因などについて

このような企業構造は、企業間の連携関係を必要とせず、現代化大規模生産の基礎でもある專業化協業のレベルの向上を著しく妨げているだけでなく、企業生産能力の不均衡現象を起し、一部の企業では生産設備を余剰にしているが、他方、一部の企業では生産整備の不足によって生産能力が相当な制限を受けていると指摘されている。¹²⁾ このような企業構造が形成される主な原因については、いかなる規模の企業であってもできるだけ全ての機能（主要な生産サービス提供能力はもちろん、企業内部専用の学校、病院、商店なども）を整え、他人に一切頼らないという閉鎖的な小規模生産方式に由来する時代遅れの思想認識からの影響も大きいが、それより企業の設立及び運営管理が地域ごと、部門ごとの行政機構に委ねられているため、企業が地域または部門の所有企業となり、企業間の連携関係も当然このような地域所有（ヨコ割り）と部門所有（タテ割り）構造によって切断されるという伝統的な国民経済の管理体制に直接起因していると論じられている。¹³⁾

また、專業化した協業原則に基づく專業公司と連合公司を組織するときの方法や原則などについては、「大而全」、「小而全」のような全機能企業が多く存在するようになった主な原因は企業の全人民所有制や集團所有制を問わず、企業のヨコ割りの地域所有とタテ割りの部門所有に基づく経済管理体制にあるため、專業化した協業原則に基づく專業公司や連合公司の設立は、企業の地域、部門所有構造からの制限を断固として打破し（「三不変原則」の突破を意

味する)、地域、部門の枠を越えた、業種を中心に形成される多種形態の專業公司と連合公司の設立から始めなければならぬと強調されている。¹⁴ このほか、企業(公司も含む)の設立や運営などに関する意思決定方式を①中央政府の各部門が直接決定する方式、②各部門の下に設置された公司(一種の中間組織)が決定する方式、③国家計画のもとで企業が直接決定する方式、の三方式に分け、それぞれを権力上層化(①の場合)、権力中間化(②の場合)、権力基層化(③の場合)と定義したうえ、中国の經濟管理体制は基本的には①に当る中央集権体制であり、権限の過度集中によって企業の独立性が奪われ、企業が国家の「大釜の飯を食う」(親方日の丸)、従業員が企業の「大釜の飯を食う」という悪慣習がはびこり、企業と従業員の積極性と働く意欲が相当に失われているため、專業公司、連合公司の設立は、企業が一定の自主権を持つことを基礎に行われるべきであり、また設立された公司は、各企業の独立採算制を實行しうる地位及び経営自主権が保障されているものでなければならぬと主張し、他方においては、中国の国有企業は、中央政府、地方政府のそれぞれの投資によって設立され、それぞれ中央政府と省、市、県などの地方政府に隸属しているため、專業公司と連合公司の設立は、各方面の利益を考慮すべきであり、所有制の不変、隸属關係の不変、利潤・租税上納關係の不変、いわば「三不変」原則を堅持すべきであると主張している説もあり、¹⁵ 「三不変原則」の必要性に対する議論の対立がうかがえる。

(ロ) 專業公司・連合公司の分類について

この時期の專業公司と連合公司に関する議論においては、專業公司と連合公司の種類について様々な分類が行われている。專業公司を①同一製品の生産を行っている企業の連合による專業公司、②同じ業種の企業の連合による專業公司、③部品生産企業の連合による專業公司に分け、生産要素と資源の合理的利用を目標に異なる業種、部門の企業間の連合による公司のことを連合公司と言う、のが最も一般的な分類である。¹⁶ このほかに、企業間の連合による專業

会社と連合会社などを一種の経済連合体として捕らえ、それは二つ以上の個別企業が部分的または全面的な統一経営管理を行うことによって形成された連合企業またはその他の経済連合組織形態を指すと定義し、また、経済連合体の管理運営体制の本質を連合体内部における権限の集中と分散の問題として捕らえ、そして、連合体内部の管理運営権限の集中、分散の度合いを基準に連合体を「緩やか型」(原語は「松散型」)と「集中型」の二類型に分けて分析する説もある。

同説は、「緩やか型」の連合体についてこれは、①連合体の参加企業は、法人格を失うことなく、一定の独立性と自主権のもとで連合体の統一的管理を受けながら独自の経営をも行うこと、②連合体の安定性と固まりの度合いが低く、中には一時的なもので、契約による期限制限を受けるものもあること、③連合体の参加企業は独立採算制度を保ち、連合体の決算は一種の各参加企業の決算の「取りまとめ決算」に過ぎず、連合体と参加企業の決算制度は「統一決算制」ではなく、各自決算になること、などの特徴を有するものであり、これに対して、集中型の連合体は、①連合体の参加企業は法人格を失い、各企業の経営自主権がかなり制限され、連合体を巡る管理運営権は連合体の本社に集中されること、②連合体の参加企業が緊密に結束し、一つの集中統一体が形成されること、③連合体は統一的採算制度を取り、連合体と参加企業の間で一定の「各自決算」は行われるが、連合体の統一決算が主となること、などの特徴を有するものであると説明し、また、「大而全」、「小而全」の全機能企業が普遍的に存在し、企業間の専門化した協業水準が比較的低いほか、多種所有制と多種隷属関係を基礎とする経済管理体制には大きな変化がないことなどを理由に、経済連合体の発展は、まず「緩やか型」の連合体を主とすべきであると強調している。

(ハ) 会社概念について

勿論、このような企業間の専門化した協業関係の確立の積極的な役割については、分散経営状態にある企業をある

程度集中させ、「大而全」、「小而全」の全機能企業の立ち遅れた企業構造体制を改善し、專業化、協業化レベルの企業間の連合関係の発展を促進することができ、また、設立された各種の会社はより広い範囲において、所属企業間の調整役となり、政府の業種管理を強化することができたことのほか、專業会社や連合会社の設立及び発展の過程において、一部管理運営が順調に行われ、比較的強い発展の生命力を有する会社が現れたこと、などが一般に評価されている。¹⁸⁾

しかし、この間の專業化した協業原則に基づく專業会社や連合会社の設立及び発展は、企業の地方または部門の有及び地方または部門の行政による直接経営という制度が基本的には変わっていないことを考慮した「三不変」原則のもとで行われたため、①設立された多くの会社は、地方または部門の行政命令によるものであり、政府と企業の間には存在する新しい行政管理組織になっていること、②企業の改革と同時に、行政機構の簡素化及び行政権限の縮小という行政改革も行われたため、地方と部門の多くの業種別の行政管理機構はそれまでの看板を会社に替えただけで従来の行政管理の機能をそのまま行使し続ける、いわゆる「看板裏返し会社」（原語は「翻牌公司」）が現れたこと、③地方と部門の行政指導による專業会社と連合会社の設立及び発展の過程において、企業間の連合体である会社がその参加した全ての企業に対して、人材、物資、財政、供給、生産、販売の六つの面において統一的経営管理を行う、いわゆる「六統一公司」も多く誕生し、企業が経営自主権の拡大の改革によって得た一定の自主権がまた奪われたこと、などの問題が生じたと言指摘されている。¹⁹⁾ また、この段階の「三不変」原則により、企業間の連合は、最も単純な部品生産や生産工程、技術協力などにおける緩やかな連合にとどまり、財産・経営一体化が実現された緊密連合関係の確立はそれほど進んでいなかったという指摘もあった。²⁰⁾

以上の指摘からも分かるように、この段階における最大の問題は、地方と部門の強い行政指導（あるいは行政命令）

による専業公司や連合公司の行政化または行政型公司の大量出現の問題である。言うまでもなく、これは、行政と企業を分離（いわゆる「政企分離」）し、企業により多くの経営自主権を持たせ、企業を相対的に独立した、損益を自己負担しうる生産経営实体に育てていくという企業改革の目標と逆行しているばかりでなく、現実問題として、企業経営を巡る権限と責任の分離状態がますます深刻となり、行政型公司、とりわけ「看板裏返し公司」は公司の名目のもとで企業に対して行政的な管理を行っている反面、その管理費用を企業に転嫁し、かつ企業の利益の分配に参加し、企業からのボーナスを受けたりして、企業に相当な経済的負担をかけていること、などの弊害が指摘されている。²¹

従って、この段階においては、一体、公司（会社）とは何かという会社立法の見地から見れば最も重要な問題について盛んに議論されるようになり、いずれも統一的公司法（会社法）の早急なる制定、公布を強く求めているため、一九九三年末に公布された中国初の統一的会社法の最初の起草作業が一九八三年から始まった言われている主要な根拠をここから伺うことができよう。また、この段階の公司とは何かという問題に関する議論の主な内容を概観すれば、以下のとおりである。

① 公司概念を定義するために、当時の「公司是所属の工場の自主権を奪ってはいけない」とか、「公司是企業を管理すると同時に、企業の自主権を尊重すべきである」などの意見を取り上げ、企業、工場、公司のそれぞれ概念の区別をすることによって公司概念の意義を明らかにする説である。同説によると、企業、工場、公司の三者の中、中心的な概念は企業であり、企業とは、独立採算制度を取り、独自に経営し、損益を自己負担しうる、法人格を有する一個の営利的経済実体である。その組織形態には、工場式の企業もあれば、公司式の企業もある。工場にしろ、公司にしろ、上述の企業の基本的特徴のないものは企業ではない。また、単独（一個）の組織からなる工場式企業と比べれば、企業組織形態の一つである公司式企業は複数の企業組織間の一種の連合体である。仮にかかる連合体がただ

この連合体に参加した企業にある種のサービスを提供するために設立され、独立採算制もなければ、法人格も有しないのであれば、同連合体は一種のサーヒス会社に過ぎず、企業性公司ではない。²²⁾

②公司の行政化または行政型公司の乱立の問題から着手し、行政型公司に対抗して、工業公司の設立の必要性を強調し、公司概念の定義を展開している説である。同説によれば、工業公司とは、同類製品の生産をする複数の工場または生産技術の面において密接な関係にある複数の工場が生産集中化、專業化、協業化及び連合化の原則に基づいて、程度の異なる統一経営管理を実施する経済組織である。従って、工業公司は、企業性公司であって、行政型公司であるべきではない。即ち、工業公司は、法人格を有し、独立採算制を取り、損益自己負担のもとで、独自に生産経営を行い、所属工場に対して「統一指導、各自管理」体制を実施し、行政と企業が分離されているという重要な特徴を有する経済組織である。²³⁾

③公司は企業性公司であるべきだという考えから出発し、企業性公司の若干の重要な特徴を明らかにすることによって企業性公司と行政型公司及び企業性公司と工場式企業の区別を明確にする説である。同説によれば、企業性公司の主要な特徴は以下のとおりである。(a)独自の財産と国家の規定による経営自主権を有し、設立登記を経て、法律的責任及び義務を負うと同時に、法律の保護を受ける法人であること、(b)損益を自己負担し、独立採算制を取り、国家の審査・監督を受ける主体となる(所属工場はその対象になりえない)こと、(c)国家、取引先及び他の経済組織に対して経済責任を負うだけでなく、公司内部(所属工場との関係を指す)に対しても経済責任を負い、責任・権限・利益の均衡関係が成り立つものであること、(d)「三統一」(生産、供給、販売)、「六統一」(人材、財政、物資、生産、供給、販売)、「九統一」(六統一に党組織、事務関係、大衆組織)の条件を備えたものであること、(e)多種專業工場からなる、内部相互依存関係のある経済連合体であること、(f)最も基本的な計画及び経済単位であること、などであり、

以上の六つの特徴のうち、前の三つをもって企業性公司と行政機構を区別し、残りの特徴をもって、企業性公司と工場式企業を区別することができる。²⁴

④公司の法律的特徴の把握から出発し、公司法の制定を通して公司概念の意義を明確にすべきであることを強く求めながら、以下のように中国的特色を持つ公司概念の意義を定義している説である。同説によれば、中国における公司は、企業組織形態の一つであり、異なる所有制を基礎に設立された多階層的、多構造的な、明確な目的を有する新型の社会主義経済組織である。それと同時に、国家計画指導のもとで社会化、連合化、専業化及び経済合理化に基づいて、法によって設立された、統一生産経営を行い、独立採算制を実施し、損益を自己負担し、相対的に独立した経営管理自主権を有し、国家と社会に対して経済責任及び法律責任を負う経済連合組織である。そのもっとも重要な法律的特徴は、以下のとおりである。

(a)公司は、法人であり、その趣旨は、国家の法律によって公司に商品生産及び商品交換を独自に行うための独立した主体資格を与えるところにあること、(b)公司は、国家計画指導のもとで生産・経営を中心に、経済効率の向上を目的とし、人材、財政、物資における「統一指導、各自管理」及び生産、供給、販売における「統一経営」を実施し、責任、権限及び利益の緊密的結合関係を有する経済実体であり、その最も重要なのは、独立採算制、損益自己負担及び自己発展の三点からなる営利性を有することであり、(c)公司は、経済組織（工場企業）間の連合体であり、連合体の緊密程度などによって局部的連合と全体的連合の二類型に分かれ、前者においては、連合体の参加工場企業は、協定または契約を通して生産または経営のある部分について一種の協力関係を確立するが、各参加企業の独立性と法人性を失うことはなく、外国のカルテルやシンジケートのようなものである。これに対し、全体的連合は、緊密な連合体であり、連合体の参加企業はその独立性と法人性を失い、外国のトラストのような連合体を形成する。また、同

説は、公司の法人性、経済実体としての性質及び経済連合体という三つの法的特徴の現実的効用として、第一に、法律により公司の法人性及び経済法律関係上の主体資格を認めることから公司と他の法人格を有しない組織を区別しうること、第二に、公司を経済連合体として認めることによって、公司与単独工場企業を区別しうること、第三に、公司を独立採算、損益自己負担などの営利性を有する経済実体として認めることによって企業性公司与行政型公司を区別しうること、などの点を挙げている。²⁶⁾

公司とは何かという重要問題を巡る以上の議論は、中国における現代会社の主要形態である株式会社及び有限会社の未発展と会社を規制する基本法である公司法の未制定という歴史的制約を受けざるをえない状況のもとで展開されたものであるため、様々な疑問点が残されていたことは否定できないであろう。例えば、一種の経済組織（工場企業間）の連合体である公司が独立採算制を取り、法人格をも有しているならば、当然に企業性公司であるが、仮に連合体の参加企業に一定のサービスを提供するだけで、独立採算も法人格もなければ、企業性公司になりえず、ただの公司に過ぎないというのがほぼ共通する見方である（主に上述の①と④を参照）が、問題になるのは公司には企業であるものと企業でないものがあるということである。

また、独立採算制を取り、損益を自己負担し、法人格を有する連合体は企業であり、この連合体に参加する工場企業も法人企業であるという意見も多いが、この場合の連合体である公司の結合方式は一般の共同出資によるものか、株式の引受けによる資本参加方式なのか、それともただの結合契約によるものか、明確ではないため、根拠を欠いた分類であると言わざるをえない。このほか、複数の工場企業の結合による工業公司は企業性公司であり、行政と企業の分離を実現したもので、公司内部において「統一指導、各自管理」を実施すると定義しただけで、公司とその参加企業との関係に一切触れていなかったのも一つの問題であり（上述の②の説を参考）、また、公司を「三統一」とか、

「六統一」とか、「九統一」のトラスト方式のものとして捕らえ、定義している（上述の③の説）のも公司概念不明の現れの一つであろう。

しかし、これらの議論のいずれも公司とは一種の企業法人であり、独立採算、損益自己負担などの営利性を有する経済実体であり、複数の経済組織の結合による一種の経済連合体であると捕らえているため、一般に会社とは営利・社団・法人であるとされている現代法の会社概念に相当近づいていると評価すべきであろう。言うまでもなく、これらの議論における公司の法人性、経済実体性及び経済連合体のそれぞれに関する説明のいずれも中国の特殊な現実から出発し、著しい中国の特色を帯びているものである。なぜならば、日本会社法との比較から見ると、日本会社法における会社の法人性（商法五四条一項、有限会社法一条二項）の本質は自然人以外の権利義務の帰属主体を成立させるるところにあり、会社の営利性（商法五二条、有限会社法一条一項）については、「対外的営利活動によって得た利益を構成員に分配する」という意味が強調され、また、会社の社団性（商法五二条、有限会社法一条一項）については、平成二年の改正法による一人会社の容認によって多少のあいまいさがあるが、「社団」とは「共同の目的を有する複数人の結合体（広義の社団）」のことであると一般に解釈されているからである。²⁶しかし、上述した中国における公司概念に関する議論においては、公司、企業に法人性を認める主な趣旨は、それまで政府の付属物であった公司、企業が政府から独立し、独自に生産経営を行うための一種の主体資格を与えるところにある（上述の④説参照）、公司、企業の営利性を強調する趣旨は、それまでの社会主義企業目的論（営利性の否定）をある程度修正し、また企業と行政の分離に視点を移して、公司、企業が独立採算制を取り、損益を自己負担できる経済実体になりうるようにするところであり、また、投資主体に個人が全く認められておらず、個人企業も余りなかった時期であるため、公司の団体性の趣旨は経済組織間（工場企業が中心）の結合による経済連合体の成立を認めるところにあると解釈さ

れている。

2 企業間の「横割り連合」の推進段階

企業間の專業化した協業關係を強め、「大而全」、「小而全」というかなり立ち遅れた企業構造を改めながら、行政機構の簡素化と権限下放の受け皿を用意するという二つの意味で始められた專業公司与連合公司の設立と發展は、上述したように、三、四年後に相当大きな發展を遂げ、数多くの公司が設立されたが、公司の行政化または行政型公司の問題をはじめ多くの問題をもたらし、企業の經營自主權拡大の改革や行政と企業の分離の改革などに大きな影響を及ぼすことになった。しかし、一九八四年一〇月の中国共產党中央委員會の「經濟体制改革に関する決定」（以下、決定と略す）の公布を契機に、企業体制の改革や地方、部門、業種にまたがる広い範囲での企業間の連合の發展を妨げている最大の支障の一つは、ヨコ割りの地方閉鎖とタテ割りの部門分割の現状であると一般に強く認識され、その最も有効な打破政策として地方間の經濟技術協力關係の樹立も含めた横割りの經濟連合の強化と發展が強く主張されるようになった。従って、企業連合は、新たな企業間の「横割り連合」が強力に推進される發展段階に入った。

政府の正式の指導方針として最初に横割りの經濟連合の發展を強調したのが上述の決定である。同決定は、横割りの經濟連合の發展について、「対外的に開放する以上、国内各地区相互の間ではなおさら開放すべきである。国内において、經濟の比較的發達している地区と未發達の地区、沿海と内陸と辺境地区、都市と農村、さらに、各業種、各企業の間で、いずれも封鎖を打破し、門戸を開放すべきである。そして、長所の發揚・短所の克服、形態の多様化、互恵、共同の發展という原則に基づいて、横割りの經濟連合を大いに強め、資金、設備、技術、人材の合理的な交流を促進し、様々な經濟技術協力を發展させ、様々な經濟事業を連合で運営し、經濟構造と地域的配置の合理化を促進して、我が国現代化建設の發展を早めなければならぬ」と述べている。²⁷⁾

従って、同決定の上述の内容から、横割りの経済連合について、①横割りの経済連合は、業種、企業間だけの連合だけでなく、地方間、都市と農村の間においても広く行われること、②資金、設備、技術、人材の合理的交流を中心に、経済技術の協力関係と経済事業の共同運営を進展させること、③横割りの経済連合の目的は、経済構造及び資源、生産要素の地域的配置の合理化を促進するところにあること、などが容易に分かるであろう。

また、同決定とほぼ同じ時期に発表された論説には、横割りの経済連合について以下のように強調しているものもある。すなわち、改革以来、専門化、協業化の要求に応じて、多くの専門会社が設立され、これを通して、ある程度地方間、部門間及び企業間の連合関係を強め、地方や部門による制限を打破することができた。しかし、経済体制の全体から見れば、権限の過度集中、行政と企業の不分離、ヨコ割り、タテ割りの閉鎖分割状態は相変わらず、相当深刻であり、現行経済体制の最大の欠陥でもある。このような状態を打破し、これらの欠陥を克服して、社会主義商品経済を大いに発展させ、社会主義統一市場を形成していくためには、国民経済において重要な地位を占め、経済、技術、文化、教育の中心で、ヨコ割り、タテ割りの結合点の役割を持つ都市を中心に、部門、地方の制限を突破した専門化した協業と連合や、地方にまたがる経済区及び経済ネットワークの形成を内容とする横割りの経済連合を大いに発展させなければならない。²⁸⁾

その後、横割りの経済連合の発展がますます重要視され、その内容には、地域間の経済技術の協力関係の発展と地域、部門、業種にまたがる企業間の連合などが含まれるが、企業間の「横割り連合」が最も基本的な方式として強調されるようになった。また、企業間の「横割り連合」を中心とする経済連合の発展を大いに促進するために政府から多くの法規、規則及び行政措置が公布された。これらの規則は、横割りの経済連合の原則と目的を明確にし、企業間の「横割り連合」における企業の自主権を保護するとともに、これまでの財政・税金制度、資金及び物資の調達制度、

計画管理及び統計制度を改善して横割りの経済連合の発展を促進すべきである、などの方針を明らかにした。その中で最も重要なのは一九八六年三月に国務院から公布された「横割りの経済連合をさらに推進するための若干の問題に関する規定」(以下、規定と略す)である。同規定は、言うまでもなく、横割りの経済連合の発展の基本規則となり、以下のようなことを明確に規定している。

同規定は、横割りの経済連合の役割について、それは、資源の開発及び資金の合理的使用、商品の流通及び社会主義統一市場の形成、技術の発展及び人材の合理的交流、経済構造の合理化と経済要素の地域配置の合理化を大いに促進し、ヨコ割り、タテ割りの分割及び地域封鎖状態を打破するのに役立つものであると述べている(同規定はしがき参照)ほか、企業間の「横割り連合」について、それは横割りの経済連合の基本形式であり、その発展の重点でもあること(同規定一条)、企業間の「横割り連合」は、自由意思のもとで「長所の発揚・短所の克服、形式の多様、互利互惠、共同発展」の原則を堅持し、地域、部門、業種及び所有制からの制限を受けないこと(同規定一条)、企業間の「横割り連合」の発展を通して、逐次に新型の経済連合組織を形成し、若干の企業グループまたは企業集団を発展させるべきであること(同規定一条)、企業間の「横割り連合」は、大中型企業を中心に、ブランド製品を「上席」に据えて形成されるべきであり、その類型には、緊密型・半緊密型の連合体もあれば、緩やか型の連合体もあり、いづれも契約、協定によって確立されるべきであること(二条)、などを規定している。

また、同規定は、企業間の「横割り連合」における企業の自主権について、企業の自主権を保護し、企業が協定または連合定款に基づいて自由に参加し、または自由に脱出することを許容すべきであること(同規定五条)、国務院の諸規定によって認められている企業の自主権を確実なものにし、とりわけ企業の地域、部門、業種にまたがる連合に対して、地域、部門、業種の利益のために干渉してはならないこと(同規定六条)、企業間の「横割り連合」から

生まれた連合組織は、企業性組織であり、これを行政的な管理組織に変更することも、企業性連合組織のうえに行政型公司を設置することも、または行政型公司が連合組織に「看板裏返し」したり、企業間の「横割り連合」に干渉したりすることも許されないこと（同規定七条）、などを明確に規定している。

このほか、同規定は、企業間の「横割り連合」を奨励し、促進するために、これまでの計画管理制度及び統計方法、物資及び資金調達制度、税金徴収制度をいかに改善すべきかについての原則なども定めている（同規定八条～一五条・二〇条～二七条参照）。従って、これらの原則に基づいて、同規定公布の直後に各行政管理部門から相次いでそれぞれの規則や方法などが発表され、政府全体が一丸となって、大いに横割りの経済連合を推進するようになった。²⁹

以上の政府の方針につき、企業間の「横割り連合」を横割りの経済連合全体を中心に据えたこと、そして、企業間の「横割り連合」による連合組織を逐次に企業グループまたは企業集団に発展させていくことのほか、これまで企業間の連合のさらなる発展の支障の一つとして指摘されていた「三不変」原則の堅持を強調していなかったこと、などの点に注目すべきであろう。

このような政府の強力な推進のもとで一九八五年、特に上述の國務院の横割りの経済連合を推進するための規定や各行政管理部門からの一連の規則が次から次へと公布された一九八六年三月以後、横割りの経済連合、とりわけ企業間の「横割り連合」活動が全国的に広がり、様々な内容と形式の企業連合組織が数多く現れ、企業間の連合関係を大いに発展させることができた。関係部門の統計によると、一九八六年末までに、全国に地域や部門、業種にまたがる様々な形式の経済連合体がすでに三一、〇〇〇に達し、³⁰一九八七年末になると、全国ですでに登記された経済連合体が四六、三〇三に達し、経済連合体に参加した企業数はすでに一一三、九五四社に上っている。これらの連合体のうち、この時期政府から「三不変」原則の堅持が強調されなかったため、緊密的な連合関係にある連合体が増え、³¹上述

の四六、三〇三の大半を占める三四、五一八に達したということである。³²⁾

また、この時期の企業間の「横割り連合」による連合組織の内容及び形態について、様々な分析と分類が行われている。最も一般的な分類は、企業間の連合組織を、①ブランド製品を「上席」に据え、大中型の中核企業を中心に組織された「生産型連合」、②激しくなりつつある市場競争に耐えていくために新製品の開発を中心に組織された「開発型連合」、③技術の研究開発を通して企業の技術水準を高めるために企業と技術研究組織（研究所や大学など）の間に組織される「技術型連合」、④連合体の参加企業に統一的に原料供給と製品販売のサービスを行うために組織された「サービス型連合」、⑤大型プラント設備製品の生産を中心に専門化した協業原則に基づいて組織される「プラント設備型連合」、などに分けている。また、連合組織の形態として、①一時的な協定による臨時的な協業連合形態、②一般契約による比較的安定する契約型連合形態、③一種の企業グループまたは企業集団を形成する連合形態、④株式会社の設立による連合形態、などが挙げられている。³³⁾

このほか、以下のような様々な基準による分類もある。①製造企業間の連合として、(a)製品製造企業間の連合、(b)部品発注形式による連合、(c)製造と販売（または原料供給）企業間の連合、(d)生産と研究開発機構間の連合、などがあり、②部門別に分類すると、(a)民間企業間の連合、(b)民間企業と軍事産業企業間の連合、(c)工業と農業間の連合、(d)工業と販売業間の連合、(e)工業、農業及び販売業間の連合、などになり、③所有制別に分類すると、(a)国有企業間の連合、(b)国有企業と集団所有制企業間の連合、(c)集団所有制企業間の連合、(d)国有、集団所有及び個人所有企業間の連合、(e)国有、集団所有と外資系企業間の連合、などになり、④連合方式から分類すると、(a)合弁経営による連合、(b)株式方式による連合、(c)受け入れた資金、設備投資を製品で償還する、いわば「補償貿易」式の連合、(e)原料の加工を下請けする形での連合、などになり、また、連合体のメンバー間の結合度合いから分類すると、(a)緊密的連合、

(b)中間的なタイプの連合、(c)緩やか連合、などになる。³⁴⁾

勿論、この間の企業間の「横割り連合」も、企業間の連合関係を規制するための法律や行政規則が余りなく、かつ強い行政指導のもとで進められたため、①企業に対するヨコ割り、タテ割り、ことに中央政府のタテ割り行政管理体制に改革のメスがほとんど入っていないため、企業は、経済の発展と相互の必要性に応じて、このようなタテ割り行政管理制度を乗り越えて自由に連合することができないこと、②企業の所有制度(地方、部門所有)と、それに基づくタテ割り、地域分断を特徴とする、利潤・税金上納制度、物資・投資・計画・金融に関する管理分配制度などが企業間の「横割り連合」を妨げていること、③企業間の連合体を規制し、連合各当事者の権利を保障するための法律整備のかなりの立ち遅れも企業間の連合の正しい発展を妨げていること、などの問題を抱えていると一般に指摘されている。³⁵⁾

3 企業集団の発展段階

ところで、一九八六年に入ってから、企業間の新たな構造関係の発展にいつて、政府は、横割りの経済連合の発展を促進すると同時に、企業グループまたは企業集団の国民経済の発展における役割を重視し、その形成及び発展を強調し始めたのである。一九八六年三月の第六期「人大」第四回会議における「第七次五カ年計画に関する報告」においては、企業構造の合理化、資源の合理的開発、資金・技術の合理的使用及び生産力の合理的配置を推進するために、自由意思と相互利益、共同発展の原則に基づいて、企業間の「横割り連合」を大いに促進すると同時に、様々な形態、様々な層の企業グループまたは企業集団を逐次に形成していくことが強調されている。³⁶⁾ また、翌年の一九八七年四月の第六期「人大」第五回会議における「政府活動報告」は、初めて「様々な横割りの経済連合を引き続き発展させ、企業グループと企業集団の形成を奨励する」と題する一節を設けて以下のようなことを強調している。

① 経済発展の客観的必要に応じて、企業と企業との間、企業と科学研究部門との間の「横割り連合」をさらに促進し、現代化、社会化の大規模生産の要求に合致する新しい企業の組織構造を逐次に確立していくべきである。② 数年の改革の結果として、全国で登録されている各種経済連合体は、三二、〇〇〇を越えており、多くの地区にまたがる横割りの経済連合ネットワークもすでに二四ほど形成されている。③ 地方、部門、企業間の生産要素の連合、相互の投資、株の持合いによる企業間の組織構造の合理化を促進すべきである。④ これまでの企業連合の経験によれば、(a) 自由意思と互恵の原則、中核企業またはブランド製品の生産を中心とする原則を堅持し、企業集団の行政型公司または純粹な行政機構への変身を防止する。(b) 同一業種の中で複数の競争力のある企業集団の設立を通して、企業集団による独占を防止する。(c) 各級の経済総合部門と主管部門は、ヨコ割り、タテ割りの行政系統からの局部的な利益による妨害を断固排除し、企業間の「横割り連合」と企業集団の健全なる発展を保証すべきである。(d) 企業集団の設立の際、科学研究部門と企業との緊密な結合関係を重視し、企業の技術開発能力を強化すべきである。³⁷⁾

そのほか、一九八八年二月に國務院が批准した国家経済体制改革委員会の「經濟体制改革を深めることに関する一九八八年の総合方策」においては、① 企業集団の発展は参加企業の相互の利益を尊重し、「三不変」原則による制限を受けるべきではないこと、② 重要かつ大型の企業集団について、関係部門の許可を得て、国家計画単列組織³⁸⁾とし、それに応じて、設備投資、新製品開発、経営販売の範囲、自己販売製品の価格決定、輸出入及び自己所有外貨による技術導入などの面における権限を拡大すべきであること、③ 企業グループ、企業集団の設立及び発展において積極的に株式制を実施するべきであること、などが主張されている。³⁹⁾ また、一九九一年五月に國務院が批准し、全国に到達した国家経済体制改革委員会の「一九九一年の經濟体制改革の要点」では、① 経済発展の要請に応じて、地域、部門にまたがる、競争力のある若干の企業集団を創立すべきであること、② 企業集団の発展は、国家産業政策に基づき、

行政と企業の分離、企業の自発性と政府の指導の結合原則のもとで計画的に行われるべきであること、③企業集団は、株式の相互保有と株式の所有による支配などの方式を通して地域、部門、所有制による制限を打破して、緊密関係層を發展させ、集団の結付きを強化すべきであること、④集団内部の財務公司(40)の設立、集団の輸出権の許可、国家計画単列のほか、集団の中心企業が統一的に發展計画を制定し、新製品及び新技術の開発を行い、統一的に對外関係を処理できるなどの権限を有することを通して企業集団の自主権を拡大すべきであること、などが強調されている。⁽⁴¹⁾

また、後に詳述するように、政府は、上述した企業集団の形成及び發展に関する指導方針などを法定化し、法律的手段による企業集団の發展及び保護などを図るために多くの法規定を制定・公布した。その中で最も重要なのは、一九八七年四月に國務院が批准し、全国に公布した「国家計画委員会の大規模工業連合企業が国家計画の中で計画単列を實行することに関する暫定規定」と、同年一二月に国家經濟体制改革委員会、国家經濟委員会から公布された「企業集団の創立と發展に関するいくつかの意見」などである。

政府の以上の政策及び法規定のもとで企業集団の發展が大いに促進され、多くの企業は「三不変」原則の制限を突破し、企業間の請負責任制、リース経営、資産の有償譲渡及び株式制などの形式を通じて、次々と企業集団を形成していく中で、企業集団は大いなる發展を遂げた。一九八八年に行われた国家經濟体制改革委員会のある調査によると、当時政府の關係部門が許可し、登記機関に登記された企業集団は、すでに一、六三〇に達しており、そのうち、一五の企業集団が国家計画委員会の許可を得て、国家計画単列集団となり、中国人民銀行の許可を得て財務公司を設立した企業集団も一七に上っているということである。⁽⁴²⁾

しかし、上述したように、「三不変」原則がある程度輕減されたというものの、この間の企業集団の發展は、基本的に、「三不変」の所有管理構造の枠組の中で行われていた。そのため、その七割から八割が緊密企業層を持たな

い、単なる契約による緩やかな連合体に過ぎない。また、企業集団に対する認識が一致しておらず、設立の許可権が分散化され、企業集団が一種の高度な統一管理機構、あるいは企業及び企業の自主権を上のほうへ集中させる一つの手段として捕らえられたため、行政機構の看板裏返し企業集団や行政権力の結付きによって設立された行政化傾向の強い企業集団が多く現れた。同じ原因により、企業集団の維持が相当困難となり、五年以上存続できた企業集団は、全体の一二％に過ぎないほか、金融体制の改革の立ち遅れが企業集団の金融資本と産業資本との結合を妨げ、集団の資金力の脆弱と株式制の実施の困難をもたらしているなどの問題が指摘されている。⁴³⁾

政府も企業集団発展の経験と教訓を総括し、企業集団の健全かつ更なる発展を促進するために、一九九一年に全国の企業集団に関する調査を行った。政府は、この調査により当面の企業集団は、①大多数の集団が中核企業及び緊密企業層を有する集団になっておらず、②集団の主要な役割を担う中核企業の規模が小さく、③半数以上の集団は内部の財産連結関係を打ち立てていないなどの問題を抱えていることを把握することができた。さらに、政府は、これらの問題を解決するために、一九九一年一二月に国家計画委員会、国家経済体制改革委員会、國務院生産弁公室の「一部の大型企業集団を選定して、実験を行うことに関する請訓」を批准し、通達したほか、一九九二年九月に国家国有资产管理局などから公布された「国家実験企業集団の国有資産授權經營についての実施弁法」や同年一月に中国人民銀行などから公布された「国家実験企業集団の財務公司の設立の実施弁法」などにより企業集団の形成要件などを明らかにしたうえで、五五の企業集団を実験集団として選び、企業集団の新たな健全なる発展を推進する方針を決めた。これらの措置により、企業集団の国家計画単列制、国有資産經營管理権の企業集団への授与方式及び企業集団における財務公司の設立などを通して企業集団の更なる発展を進めるべきであることが明らかにされると同時に、企業集団の形成要件について、①企業集団は、実力の強大な、投資センターのような機能を持つ集団の中核企業を持たなけ

ればならず、この中核企業は大型生産・流通企業でも、または資本力の強い持株会社でもよいこと、②企業集団は、多階層的な組織構造を有すべきであり、中核企業のほかに、緊密企業層を有し、できれば、半緊密企業層及び緩やかな企業層を備えるべきであること、③集団の中核企業と緊密企業層の間に株式所有による資産連結関係を確立し、中核企業、緊密層企業と半緊密層企業の間にも資産連結による結合方式を実施すべきであること、④企業集団の中核企業と他の構成企業はいずれも法人格を有し、これは企業集団と個別大型企業を区別する最も重要な特徴であること、などの点が明確に規定されている。そのほか、これらの措置は、企業集団の国民経済全体における役割について、①企業の組織構造を調整し、生産要素の合理的配置を促進すること、②国有企業の国民経済における主導的役割を強化し、大規模経営と総合機能の形成によって国際的競争力を強めること、③国家のマクロ・コントロールの有効性の増強に役立つこと、などを強調している。⁴⁴

上述の政府の企業集団発展の諸措置のもとで、企業集団は新たな発展段階に入り、メンバー企業間の結付きの脆弱、集団の行政化、結束力の弱さ、小規模化などのこれまでの様々な問題を解決しながら、遂に「初歩」、「育成」、「向上」の段階を経て、本格的な「発展成熟」段階に入ったと認められているように、更なる発展を遂げた。統計によると、一九九二年末現在、全国に企業集団の名称を冠した経済連合組織がすでに二、六〇〇に達しており、そのうち、五五の企業集団が上述の措置による実験企業集団として選ばれている。また、企業集団内部の組織構造にも大きな変化が生じている。第一に、①国有資産経営管理授權経営、②行政命令による一部国有企業の企業集団への帰属、③企業集団の核心企業の株式所有によるメンバー企業への資本参加、④メンバー企業による集団核心企業の株式所有、⑤企業集団の財務会社の設立、などの方法によって企業集団の資産連結における物的結合が次第に強化されている。第二に、①集団理事会の設置、②核心企業から子会社または関連会社への役員または社長の派遣、③核心企業から行政命令に

よって帰属させられた企業への社長の直接派遣、などの方法によって企業集団の人的結合も強化されている。第三に、前述の「六統一」によって企業集団の統一経営関係が次第に強まり、ある調査によると、同調査を受けた四四の企業集団のうち、三八の企業集団がその所属の三五八のメンバー企業に対して「六統一」を実施しているため、実施率は九〇・五％に達している。ほかに、二八の集団企業が三三〇の一〇〇％の子会社を有し、全体の六六・七％を占め、メンバー企業への株式所有による資本参加が行われている企業集団が二三に上り、所属されている子会社や関連会社の数⁴⁵が二八三に達し、全体の五四・六を占めているということである。

三 企業連合・企業集団の法規制の若干の問題

中国は、改革以来、上述したように様々な行政措置を講じて企業連合・企業集団の発展を精力に進めてきた。これと同時に、法律の立場から、企業連合・企業集団の発展を奨励し、各種の連合体の法的性質を明らかにするとともに、企業間の連合関係の更なる発展に法的根拠を与えるために企業連合・企業集団を巡る多くの法規（行政規定や行政指導文書が中心）を制定、公布し、企業連合関係に関する法制度の整備に力を注ぎ、一定の成果を上げることができたと見えよう。しかし、企業連合・企業集団の発展の過程において、ほとんどの連合体が「公司」（会社）という名称を用いて現れたにもかかわらず、会社の基本制度を規制する「会社法」がなかったため、企業連合・企業集団の実践活動はもとより、企業連合・企業集団を巡る法整備も相当な影響を受け、様々な法的問題を抱える運びとなった。従って、以下において、企業連合・企業集団に関する主要な法規定を取り上げたい。会社立法の立場から企業連合・企業集団に関する法整備の若干の問題を分析することにする。

1 企業連合・企業集団に関する主要法規定

企業連合・企業集団の発展において、制定、公布された主要な法規定を以下のような三種類に分けることができる。

① 企業連合・企業集団の発展を奨励し、基本原則などを提示するための政府の規定

この類の規定には、以下の三セットのものが含まれる。

(イ) 一九八〇年七月に國務院から公布された「經濟連合を推進することに関する暫定規定」とこの規定に基づいて公布された「國務院の經濟連合を推進することに関する暫定規定の実行についての通知」(財政部一九八〇年。月は不明)及び「經濟連合に関する若干の財務問題の処理についての意見」(同一一九八一年)、「国内の合資建設に関する暫定方法」(國家計畫委員會一九八二年)と「国内合資建設の暫定方法についての補充規定」(同一一九八四年)、「全國的專業公司の管理体制に関する暫定規定」(國務院一九八二年三月)、などである。

(ロ) 一九八六年三月に國務院から公布された「横割りの經濟連合をさらに推進することに関する若干の問題に関する規定」と、この規定に基づいて公布された「横割りの經濟連合の若干の税収問題に関する暫定方法」(財政部一九八六年三月)及び「国内連營企業の若干の財務問題に関する規定」(同一一九八六年四月)、「横割りの經濟連合の徵税問題に関する補充通知」(財政部、稅務局一九八六年五月)、「連合運送を發展する若干の問題に関する暫定規定」(國家經濟委員會等一九八六年四月)、「經濟連合組織の物資分配、供給及び製品販売に関する暫定方法」(國家物資局一九八六年三月)、「經濟連合の統計方法についての暫定方法」(國家統計局一九八六年三月)、「資金調達を確實に行い、横割りの經濟連合を支持することに関する暫定方法」(中國人民銀行一九八六年四月)、などである。

(ハ) 一九八七年三月に國務院により批准、公布された「國家計畫委員會の大型工業連營企業の國家計畫単列を実施することに関する暫定規定」のほか、一九八七年一二月に國家經濟体制改革委員會などにより「企業集団の創立及び發展に関する若干の意見」、一九九一年一月に財政部により「企業集団の財務公司の財務管理の試行方法」及び

「実験企業集団の若干の財務問題に関する暫定規定」（一九九二年八月）、一九九一年八月に國務院により「国家計画委員会、国家経済体制改革委員会、國務院生産弁公室の一部の大型企業集団を選定して、実験を行うことに関する請訓」が批准、公布され、一九九二年八月に国家計画委員会などにより「実験企業集団の国家計画単列を實行することに関する実施方法（試行）、一九九二年九月に国家国有資産管理局などにより「国家実験企業集団の国有資産授權經營の実施方法（試行）」、一九九二年一月に中国人民銀行などにより「国家実験企業集団の財務公司の設立の実施方法」、などが公布された。

② 企業連合・企業集団の設立登記及び法的分類などに関する法律、行政法規

この類のものには、一九八五年八月に國務院の批准を受けて国家工商行政管理局から公布された「公司登記管理暫定規定」（以下、登記規定と略す）、一九八六年三月に同管理局から公布された「經濟連合組織の登記管理についての暫定方法」（以下、登記方法と略す）、一九八六年四月に全国人民代表大会によって採択、公布された「中華人民共和国民法通則」（以下、民法通則と略す）、一九八八年一月に國務院から公布された「中華人民共和国企業法人登記管理条例」（以下、登記条例と略す）、同年一月に国家工商行政管理局から公布された「中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則」などがある。ただし、登記条例の公布によって登記規定は廃止された（登記条例三九条）。

③ 公司の整理・整頓に関する規定

この種の規定には、一九八五年八月の「國務院の、公司をさらに整理・整頓することに関する通知」、一九八八年一〇月の「中国共産党中央委員会、國務院の公司の整理・整頓に関する決定」、一九八九年八月の「中国共産党中央委員会、國務院の更なる公司の整理・整頓に関する決定」などがある。

2 法規制の若干の問題

(1) 会社概念に関する法規定

前述したように、企業連合・企業集団の発展において会社の行政化または行政型の会社の濫立が最大の問題となつたため、会社概念について、法人格を有し、独立採算をとり、損益を自己負担する経済実体であるほか、複数の経済組織の連合による一種の経済連合組織であるべきなどの点、いわゆる会社の企業性が強く強調された。そのため、会社概念に関する多くの規定は会社の上述の企業性を明確にし、会社と行政の分離を強調している。

最初に会社概念に触れたのが一九八二年三月に國務院から公布された「全国的專業公司の管理体制についての暫定規定」であるが、同規定は、全国的專業公司とは企業の組織形態の一つであり、生産經營を行う経済実体であつて、行政管理機構と異なるものであると規定しているだけで、非全国的公司や会社の法人格、設立の要件及び手続きなどについて全く触れていなかった。上述の、いわゆる会社の企業性から会社概念を定め、会社の設立の要件、設立の登記などについてある程度詳細に規定したのは、一九八五年八月の登記規定と同年同月に公布された「國務院の公司をさらに整理・整頓することに関する通知」(以下、通知と略す)である。

登記規定は、会社概念について、本規定の所定の手続によって設立され、独立財産を有し、自主經營を行い、損益を自己負担し、法に基づいて責任を負い、生産經營またはサービス業務を営む経済実体である。また、公司是法人であり、董事長(一般に取締役会長をさすが、この時点では不明確な概念である)または經理(社長)が法人代表であると定めている(同規定二条)。これに対して、通知は、企業と行政の分離を強調しながら、公司とは生産經營またはサービス業を行い、法人格を有する経済実体であり、独立採算を実施し、損益を自己負担し、規定に基づいて納税し、經濟責任を負うことのできる企業であると規定している(同通知一条)。

また、登記規定と通知は、会社の設立要件について、会社の設立に際し、①公司定款、②固定した生産經營または

サービスの場所、③生産経営、サービスの規模に即応する資金及び設備、従業員、④健全な財務制度と健全な組織管理機関を有しなければならないと定め（登記規定五条、通知二条）、会社の設立及び変更事項の登記などについて、会社の設立は、設立登記機関において登記し、登記機関から営業免許書を得なければならず（登記規定三条・四条）、会社の合併・分割、定款の改正及びその他の重要事項の変更につき、所定の期間内に変更登記をしなければならず、会社の営業停止につき、所定の期間内に営業停止の登記をし、営業免許書を返却しなければならずと定めている（登記規定二三条、通知三条参照）。また、会社の経営範囲（目的）について、会社の経営範囲を定款に記載し、会社は定款に記載された経営範囲内において活動し、経営範囲を越えた活動は許されないと定めている（登記規定六条五号、通知四号）。

しかし、これらの規定は、会社の資金制度、会社の機関制度、会社の合併、解散・清算などの重要問題自体について全然触れておらず、ほかに会社の基本制度を規定する法規も制定されていないため、会社の法制度はまったく確立されていないと言えよう。それだけでなく、一九八六年に採択、公布された「民法通則」は、企業法人という概念を確立し、企業法人の具体的な企業形態として、国有企業と集団所有制企業（同通則四一条一項）、中国国内に設立された中外合弁企業、中外合作企業と外資企業（同通則四一条二項）、企業間の連合によって設立された、法人の要件を備え、独立に民事責任を負いうる新しい経済実体である企業連合経営（同通則五一条）を挙げ、会社概念を企業法人形態から排除した。

また、「民法通則」のこのような企業法人概念の規定に基づいて公布された上述の登記条例は、同条例の直後（一九八八年六月）に國務院によって公布された「私営企業暫定施行条例」における「法人の条件を備える私営企業が開業登記、変更登記及び抹消登記をする場合には、企業法人登記管理条例の規定による」（同条例一九条）という規定

との関係を考慮して、企業法人として登記できる企業形態について、「民法通則」が挙げた企業形態の以外に①私営企業、②法に基づいて企業法人の登記手続を必要とする他の企業（不明確な規定）の二つを付け加えたが、公司は依然として企業法人の企業形態から排除されている。それだけでなく、同登記条例は、それまで公司法人について規定していた唯一の法規とも言うべき上述の登記規定を廃止した（登記条例三九条）。これによって、企業法人としての公司は、一九九二年に公布された「株式会社規範意見」と「有限会社規範意見」、一九九三年末に公布された「会社法」とそれまでに公布された一部の地方会社条例などにおいて主に株式会社と有限会社といった具体的な会社形態として復帰するに至るまで、しばらくの間、法規定からその姿を消してしまった。従って、このような公司形態に関する法規定の不完全性から様々な形の公司が現れ、これらの非規範的公司をいかに規範的な公司制度に作り直すべきかが中国初の会社法の制定過程において最も立法者の神経を尖らせた課題の一つであると指摘されている。⁴⁶⁾

(2) 企業連合体の法的分類の問題

企業間の連合体の法的類型について、一九八二年一〇月に国家計画委員会などから公布された「国内合資建設に関する暫定方法」においては、「共同出資、連合経営」に参加した企業の権利及び義務の相違によって、①出資の比率に基づいて利益または製品を分配し、責任を負う合資経営、②現金以外の現物出資を貨幣価値に換算せず、参加者の権利及び責任は参加者間の協定または契約に基づいて決められる合作経営、③出資の額に応じて製品の分配を受ける補償貿易、の三種類が定められているといわれているが、⁴⁷⁾正式に企業連合体の法的類型を定めたのは、一九八六年三月の国务院の「横割りの経済連合をさらに推進する若干の問題に関する規定」に基づいて、同じ時期に国家工商行政管理局から公布された「経済連合組織の登記管理の暫定方法」と同登記方法の直後の一九八六年四月に採択、公布された「民法通則」である。

まず、登記方法は、企業連合組織の連合関係の度合いによってこれを緊密型経済連合組織と半緊密型経済連合組織の二つに分け、それぞれについて以下のように規定している。

緊密型経済連合組織は、生産経営またはサービス業を営み、独立財産を有し、自主経営、独立採算、損益自己負担を行い、独立に経済責任を負うことのできる経済組織である（同方法一条一項）のに対し、半緊密型経済連合組織は、各連合組織の参加者が連合経営の業務範囲内において契約、協定に基づいて自己所有または経営管理している財産をもって連帯責任を負うものであるとされている（同方法一条二項）。

また、同登記方法は、連合組織の登記管理について、いずれの連合組織も、所在地の政府授権部門の許可文書をもって登記機関に対して登記を申請し、登記機関の審査を経て営業免許書を取得した後でなければ営業を行うことができない（同方法二条一項）が、緊密型連合組織の場合には、登記審査の後、営業免許書を発行するのに対して、経済実体ではない半緊密型連合組織の場合には、連合の契約、協定に基づいて、有効期限が明記される営業免許書を発行すると定めている（同方法二条二項）。また、連合組織が登記申請を行うときに提出しなければならない書類として、①連合参加者の署名した登記申請書、②連合参加企業の営業免許書の謄本、③連合参加者が共同に認証し、作成した実行性研究報告書、④連合組織所在地の政府授権部門の連合許可書、⑤連合参加者の一致による定款、⑥連合参加者の各自の財政部門からの出資証明または連帯責任を負うことを証明する文書及び財政機関、口座のある銀行からの資金融用証明、⑦国家の特殊規定による業種の経営を行う場合、主管部門の許可証明を挙げている（同方法三条）が、連帯責任を負う半緊密型連合組織については、登録資金の最低額の制限と申告を要求せず、営業免許書の「登録資金」の欄に「連合参加者が連帯責任を負う」ことと「計算形式」の欄に「非独立採算」のことを明記すべきことなどが定められている（同方法五条）。

しかし、登記方法は、最後に連合組織の所有制に言及し、国有企業連合経営、集団所有制企業連合経営、国有企業と集団所有制企業間の連合経営の三種を認めると規定している（同方法八条）ため、連合組織の参加主体として、国有企業と集団所有制企業しか認めていないことが分かる。また、同登記方法は、緊密型連合組織の法人格に全く触れておらず、半緊密型連合組織の連合契約や協定の具体的な内容についての規定もほとんどなかったため、その実際の運用は相当に困難であると思われる。

次に、「民法通則」は、社会経済における権利義務主体の法律関係を規定する最も重要な基本法として、初めて自然人以外の権利義務主体である法人に関する規定を設け、しかもこの規定の中、「連合経営」（原語は「連営」）とする一節を設け、わずかの三か条ではあるが、法人格の有無を中心に企業連合組織の法的類型について以下のように定めている。

①企業相互間または企業・事業単位の間で連合経営し、新たな経済実体を組織して、独立に民事責任を負い、法人の条件を備えているものは、主管機関の認可登記を受けて法人格を取得する（同通則五一条）。

②企業相互間または企業・事業単位の間で、連合して共同で経営をしているが、法人の条件を具備していないものは、連合経営の各当事者が出資比率または取決めの際に従い、それぞれが所有または経営管理している財産により、民事責任を負うものとする。法律の規定または取決めの際に従い、それぞれが所有または経営管理している財産により、民事責任を負うものとする（同通則五二条）。

③企業相互間または企業・事業単位の間で連携し、契約の約定に従って、それぞれ独立して経営するものは、それぞれの権利及び義務を契約で定め、それぞれが民事責任を負うものとする（同通則五三条）。

「民法通則」の企業連合組織に対する上述の法的分類は、ごく基本的な規定しか置かれていないにもかかわらず、

基本法である民法の重要性から企業連合組織の法的分類の最高基準となった。一般に、①の場合の連合経営は、民法通則に定められている法人の四つの条件、すなわち、(a)法により成立すること、(b)必要な財産または経費を有すること、(c)自己の名称・機関・住所を有すること、(d)民事責任を独立して負えること、の条件を備えた企業法人の成立であるため、法人型連合または法人方式連合と解されているのに対して、②の場合の連合経営は、共同経営を行うにもかかわらず、上述の法人の条件を備えていないし、民事責任に対して、連合当事者の出資比率または取り決めの約定に基づいてそれぞれの財産をもって、場合により連帯して民事責任を負うほかに、連合経営の参加者の資格が厳格に法人格を有する組織形態に限られているため、法人組合理型連合または法人組合理方式連合と呼ばれている。③の場合の連合経営は、一種の連合契約によって実現された連合経営であり、各連合経営当事者が独立して経営するだけでなく、独立して民事責任を負うために、契約型連合または契約方式連合と言われている。

しかし、民法通則の上述の企業連合組織に関する規定が余りにも単純化され過ぎていることに加え、①の法人型連合にとって必要である共同企業形態を規制する会社組織の基本法である会社法が制定されておらず、勿論、②の法人組合理型連合を規制する法規も、③の契約型連合までを取り扱う契約法もなかったため、民法通則の上述の規定は様々な問題を生ぜしめ、そのため、解釈論にも多くの違いが見られる。

まず、一般に、法人型連合の概念を用いてそれを他の連合組織と区別しているものの、具体的な説明においては、「法人型連合」、「法人組合理型連合」、「契約型連合」などの概念より、上述の登記方法上の「緊密型連合」や「半緊密型連合」などの概念が使われているため、概念使用上の一定の混乱が生じている。⁴⁸⁾また、法人型連合によって形成される経済組織は、一般意義上の公司(会社)であり、それには、公司の重大事項を決定する「董事会」(取締役会のこと)と「董事会」の決定を執行する「総経理」(社長のこと)といった機関を持つものもあれば、ただ企業間の合

併または共同出資によって設立され、独立財産を有し、営利を目的とする経済組織もある、と解する説がある。同説は、法人型連合に参加する企業の法人格について、完全に法人格を失う場合（合併による場合を指す）と部分的に法人格を失う場合（いかなる方式によるかは不明確）と法人格を持ち続ける場合（共同出資による場合を指す）があると説明している。⁴⁹

これに対して、法人型連合の成立は公司という一個の法人を設立する過程であり、株式会社と有限会社がその主要な組織形態となり、株式会社においては、①株主の株式引受けによる投資が会社の財産を構成し、株式の譲渡が株主の投下資本の唯一の回収方法であること、②利益配当率は会社の経営状況に従って決定されるべきであり、事前に利益配当率を決めてはならないこと、③株主の代表から構成される「董事会」または管理委員会を会社の意思決定機関とし、同機関の任命による「総経理」を会社の業務執行機関とするが、前者が後者の業務執行に参与してはならないこと、などを明確にすべきであると主張する説もある。⁵⁰ このほかに、法人型連合を登記法上の「緊密型連合」として捕らえ、それは連合当事者の財産や専有技術、労務などによる共同出資によって設立され、生産経営を営み、法人格を有する新しい経済実体であって、合併によるものではないと解く説もある。⁵¹

次に、法人組合理型連合についても、様々な解釈が行われている。法人組合理型連合は、二つ以上の企業、事業単位が共同の目的をもって共同出資し、共同経営を行い、かつ法律または取決めに基づいて連帯責任を負う組合理型連合企業であり、その特徴は、①共同の経済目的を有し、②共同出資・共同経営を行い、③組合契約の締結によって参加者が組合の構成員となり、④組合の構成員は組合の債務に対して、連帯責任を負うというところにあると解釈する説に⁵² 対して、法人組合理型連合は、法人でないため、独立財産を有せず、参加者の権利及び義務はそれぞれの出資比率または連合契約によって定められ、組合の債務につき、まず組合の財産をもって弁済するが、足りない部分については、

連合契約に定めた債務負担比率に従って、自己所有または経営管理が委ねられている財産（国有企業の場合を指す）を持って弁済するが、連合契約に債務負担の約定がなく、参加者間の交渉も成立しない場合には、各自の出資比率または利益配分率に基づいて各参加者の弁済責任を確定すべきであると解く説もある⁵³。このほか、法人組合型連合について、法人が組合の構成員になりうるかどうか、いわば法人の権利能力の問題を取り上げ、①民事主体の一つとしての法人は自然人と同様に契約または取決めを自由に締結する権利があること、②組員として負う無限連帯責任は法人の財産に限り、法人の構成員の所有する財産にまで及ばないこと、③欧米諸国の立法においては、一般に法人が組合の構成員になることを認めていること、などを根拠に法人組合型の正当性を強調しながら、組合の形態を個人組合と法人組合に明確に分けて規定する民法通則の定め方が問題であると指摘する説もある⁵⁴。

また、契約型連合については、これは上述の連合と異なり新たな民事主体、即ち企業を形成しないものであると解釈するのが通説であるが、その特徴などについての説明には多少の相違が見られる。その中には、契約型連合は二つ以上の企業・事業単位が企業設立以外の特定の経済目的をもって連合契約の締結により成立する連合であり、その具体的な類型として一般に專業化協業のための契約連合と補償貿易のための契約連合の二種類があると説明する説もあれば、契約型連合はあくまでも連合当事者が相互に製品・技術を提供し合い、かつ協業関係を通して生産・経営の連関関係を形成する一種の協業型連合に過ぎないと説明する説もある⁵⁵。このほかに、契約型連合の契約の特徴に重点を置き、契約型連合は、独立した契約類型ではなく、具体的な内容から見れば、一般に売買契約、労務契約、技術提携契約、商号使用許可契約、賃借契約及び請負契約などに分かれ、言うまでもなく、同時に複数の契約を包含する連合も存在し、また、一般契約と比べれば、契約型連合における契約は、①支配契約による一種のコンツェルン関係を形成する可能性があること、②完成製品生産を中心に結ばれる協業契約が参加者の間に一種の共同利害関係をもたらす

こと、③連合参加者の間に比較的長期にわたる安定的契約関係が存在しうること、などの特徴を有するものであると分析している説もある。⁵⁶⁾

以上のほか、企業間の連合組織に関する民法通則の上述の法的分類の問題点として、まず、いずれの類型にしても、自然人や法人格を有する企業及び事業単位以外の経済組織の参加を排除している点を上げることができる。しかし、自然人や法人格を有しない他の経済組織と法人企業・事業単位の間で連合組織が多く存在しているし、一九八五年国家工商局から公布された「公司登記管理暫定規定の執行の若干の問題に関する通知」もこのような現実を認め、法人企業と個人経営者間の連合組織に対して、登記を認めるべきであると指示している。民法通則のこの欠点は、一九九〇年、最高人民法院（最高裁判所）から公布された「連営公司の紛争事件の審議の若干の問題に関する解答」が明確に連合契約の主体に法人企業・事業単位のほかに個人商人、個人請負者、個人組合、法人格のない私営企業及び他の経済組織を加えた（同解答三条）ことによって補われたと云ってよい。

また、民法通則の規定を見れば、「契約」という用語は、法人型連合と法人組合理型連合に関する規定に用いられておらず、法人組合理型連合については、「取決め」（協議）という用語が、契約型連合のみについては、「契約」（原語は「合同」という用語が用いられている。なお、上述の登記方法も、いずれの連合組織の設立登記に関しても、契約の締結及び契約書の提出を設立登記の要件にしていない。それにもかかわらず、多くの解説は、全ての連合組織を一種の契約連合として捕らえているが、⁵⁷⁾一九八一年に公布され、一九九三年に改正された「経済契約法」に定められている契約類型には、連合契約が入っておらず、民法通則も契約の類型に全く触れていないため、企業間の連合組織、とりわけ法人型連合と法人組合理型連合を一種の連合契約（要式）とする捕らえ方は法的根拠のないものであるといわざるをえない。特に一種の法人会社の成立に当る法人型連合も契約連合であると解説されるのは、共同企業形態である

会社制度を規定する会社法の不存在に起因するほかはないと言えよう。

(3) 企業集団の法規制問題

上述したように、一九八四年以来、企業間の横割りの経済連合と企業集団の発展が企業間の連合関係強化の中心的課題となり、政府は様々な措置を講じて企業連合特に企業集団の形成及び発展を精力的に推進してきた。その中で、法規定の立場から企業集団の法的意義、企業集団と企業法人の関係、企業集団の組織構造の特徴及び企業集団の形成方式などの重要問題にある程度触れたのが一九八七年一二月に国家経済体制委員会などから公布された「企業集団の創立及び発展に関する若干の意見」(以下、意見と略す)である。

まず、同意見は、企業集団の意義について、企業集団とは社会主義商品経済と社会化された大規模生産の客観的要請に応じて現れた、多階層的組織構造を有する経済組織であり、その核心層(核心企業)は自主経営、独立採算、損益自己負担を行い、法規定に従って納税し、経済責任を負う能力と法人格を有する経済実体であると規定し(同意見一条)、また、経済の面から、企業集団は、公有制を基礎とし、ブランド製品または国民経済全体に係わる重要製品を「上席」に据え、一個または若干の大中型企業、独立の科学研究設計組織を主体に多くの内在的な经济技术関係のある企業、科学研究・設計組織から形成され、ある業種またはある製品の生産において重要な位置を占め、強大な研究開発能力や研究、生産、販売、情報、サービスにおける総合能力を有するものと規定している(同意見二条)。

次に、同意見は、企業集団の組織構造に関して、集団公司(企業集団の中核企業を指す)は、企業集団の緊密連合層であり、企業集団に対して次第に資産と経営の一体化を実施すべきであり、半緊密層にある企業は、資金または設備、技術、特権、商標などの価値計算による相互投資を行い、しかも集団の統一経営のもとで出資比率または協定に

よって利益を分配し、責任を負うが、緩やかな連合層にある企業は、集団経営方針の指導のもとで定款・契約の定めに基づいて権利を有し、義務を負うとともに独自に経営を行い、民事責任を負うものとする⁵⁹と規定している（同意見八条）。

また、企業集団の設立につき、複数の地域、部門にまたがる全国的企業集団の設立は、国务院の授權部門の審査・許可が必要であり、地域的企業集団の設立にはその本社の所在地である省・自治区・直轄市または計画単列市の政府と国务院の業種主管部門との共同審査・許可が必要であると規定している（同意見一〇条）。

しかし、同意見においては、多階層的組織構造の具体的な意義が明確に定められていないだけでなく、企業集団の核心企業の成立の方式や核心企業と他のメンバー企業及びメンバー企業間の連結方式、企業集団の法人格などの重要問題についての規定も置かれていない。これに加えて、企業集団の登記管理に関する法規制を整備しておらず、法人格の有無を無視し、企業集団自体が含まれるかどうかも明確にしていない「経済連合組織登記管理暫定方法」が公布・実施されている。このような法整備の不完備のため、現実においては、①行政型会社の看板裏返しによる企業集団、②国家計画単列制、国有資産経営管理授權制、財務会社の設立などの優遇政策狙いによる企業集団、③メンバー企業の財産の寄集めによる、法人格を有する企業集団など様々な企業集団が現れたと指摘されている⁵⁸。また、企業集団の法的意義、企業集団と企業法人の関係及び企業集団の結合方式などの法的問題について大いに議論されるようになり、様々な意見が登場してきたのである。

その中に、企業集団の中核企業は、合併または株式会社設立によって成立すべきであり、企業集団には中核企業以外に中核企業とメンバー企業間の組合連合による組合連合企業層や契約連合による契約連合層の存在が必要であると強調している説もあれば、企業集団の統一的経営管理を企業集団の最も重要な特徴として捕らえ、かかる統一的経

営管理の基礎を成すのが、企業間の合併による集団の中核企業の成立と、中核企業の株式所有による多くの子会社の成立という親子会社支配関係及び支配契約の締結による支配関係という二つの支配関係の確立であると主張している⁶⁰。企業集団を若干の企業が共同の利益のために自発的に連合することによって形成される多階層的組織構造を有する企業グループであると捕らえ、このような企業集団には、株式会社の設立、企業間の合併または長期にわたって蓄積された実力を有する有力企業の存在などの方式による企業集団の中核層企業、企業集団の生産経営一体化の経営管理が実施されている緊密層企業、契約関係による契約層企業及び生産経営のある面における協定関係による緩やか層企業という四つの階層が存在すべきであると主張している説⁶¹もある。また、企業集団と法人格の関係について、企業集団は、一種の企業連合関係を意味するに過ぎず、独立した法的主体ではないため、当然のことながら、法人ではないと主張するのが通説であるが、半緊密関係が中心である企業集団や緩やかな連合関係ばかりの企業集団には当然に法人資格を与えないが、企業間の関係が高度な緊密関係を形成し、資産と経営一体化が実現された企業集団を民事責任の主体として認め、それに法人資格を与えるべきであると区分して説明している説もあれば⁶²、企業集団は法律上独立した法人であり、法律主体としての権利を有し、義務を負う市場経済の新たな主体であると明確に強調している説もある⁶³。

四 おわりに

以上に分析した公司概念に関する諸議論及びそれに関する法規制の問題は、もとより企業間の「横割り連合」、とりわけ企業集団における上述した株式所有による親子会社支配関係、支配契約による会社間の支配関係、株式会社の設立または合併による集団の中核企業の成立、集団の中核企業と関連会社の関係及び企業集団と法人格の関係などの

問題のいずれも、会社制度の基本に係わる問題であるため、上述の諸議論と学説のいずれも企業連合・企業集団に関する法制度の確立は、まず会社法の制定及び実施から考えるべきであると強調している。従って、中国においては、企業間の連合・企業集団の発展及びその発展によってもたらされた諸問題とその解決から会社法の早急なる制定が最も強く要請されていた。この要請こそ会社法の早急なる制定を促し、会社法を成立させた最も重要な要因の一つであると言えよう。

しかし、一九九三年末に採択・公布され、翌年の七月一日より実施された中国初の統一会社法は、様々な要因により企業連合・企業集団、特に親子会社関係について、「会社は、支店を設立することができる。支店は企業法人格を有さず、その民事責任は会社が負う。会社は、子会社を設立することができる。子会社は企業法人格を有し、法により独立して民事責任を負う」という会社支店と子会社に関する一か条を定めた（会社法一三条）だけで、企業連合・企業集団に関する規定をほとんど定めなかった。そのため、同会社法が成立し、実施されたばかりの時期から立法論の立場より、親子会社関係、本社支店関係、法人格濫用の責任、法人格否認論の要件及び連結財務会計などについての詳細な規定を設けるための会社法改正の必要性を強く訴える説と、株主有限責任の原則の濫用（主に企業集団の中の支配関係における有限責任原則の濫用問題を指す）を防止し、かかる有限責任原則を完全なものにするための会社法改正を主張する説が目立つようになった。⁶⁴

注

- (1) 一九七八年一二月の「中国共産党第一期三中総会における公報」中国研究所(編)「新中国年鑑」一九七九年版二二七頁。
- (2) 胡喬木「経済法則に基づいて物事を運び、四つの現代化の実現を加速せよ」人民日報一九七八年一〇月六日第一、三版。
- (3) 第五期「人大」第二回会議における「政府活動報告」注(1)前掲一九八〇年版二九三頁。
- (4) 中国社会科学院工業經濟研究所情報資料室(編)・中国工業經濟法規彙編(一九四九年〜一九八一年)五五五頁(「国营工業企業工作条例」四二条、四七条参照)。
- (5) 全国的トラスト設立の試みの詳細については、徐伝珍「工業管理体制改革の歴史的試み——六〇年代のトラスト創設の試みからの示唆」企業管理一九八一年三月号一五頁、経言実「我が国六〇年代のトラスト創設実験への評価」北京日報一九八〇年三月七日第三版、徐之河、徐建中・中国公有制企業管理發展史(一九二七年〜一九六五年)(上海社会科学院出版社・一九九二年八月)三四三頁〜三四六頁など参照。
- (6) 注(5)前掲徐伝珍論文一六頁〜一七頁、徐之河等著書三五〇頁。
- (7) 注(5)前掲徐伝珍論文一七頁〜一八頁。
- (8) 注(4)前掲書四一頁〜四二頁。
- (9) 注(1)前掲一九八二年版二四一頁。
- (10) 愛知学泉大学経営研究所Ⅱ中国国家經濟体制改革委員会Ⅱ經濟体制管理研究所(編)・中国の企業改革——日中共同研究(稅務經理協會・一九九五年二月)一七二頁。
- (11) 鄭立王 益英(主編)・企業法通論(中国人民大学出版社・一九九三年三月)四五九頁。
- (12) 李京文「專業化及び協業原則に基づく工業の改組」中国經濟問題一九七九年六月号二八頁、万啓雲、沈礼隆「工業改組・企業連合理論討論会について」人民日報一九八一年二月二二日第五版など参照。
- (13) 于守法「大而全」、「小而全」の構造の打破及び專業化協業の道程」財政問題研究一九八二年二号八三頁〜八五頁。
- (14) 羅時凡「專業化原則に基づく工業企業の改組について」人民日報一九八一年九月一五日第五版。
- (15) 林菱「專業公司・連合公司の設立原則及び方法に関する考察」人民日報一九八〇年七月一日第五版。
- (16) 楊連江・白施義・趙植業「專業公司と連合公司について」大衆日報一九八〇年一月二一日第三版。

- (17) 鄭 海航「經濟連合体の管理体制とその發展趨勢について」東岳論叢一九八一年第六号三一頁以下参照。
- (18) 鄭 海航「我が国の工業公司の改革問題について」經濟理論と經濟管理一九八一年二号五九頁、注(10) 前掲書一七三頁など参照。
- (19) 專業公司・連合公司の發展段階の問題点について、注(18) 前掲のほか、陳 永忠「工業公司の組織と横割り經濟連合の發展について」經濟問題探索(昆明) 一九八六年八月号一三頁。
- (20) 注(11) 前掲書四六〇頁。
- (21) 注(19) 前掲陳 永安論文一三頁のほか、蔣 一葦「工業改組と企業連合」經濟管理(北京) 一九八四年第三号五頁参照。
- (22) 公司概念についてこのように分析し、定義したのが「企業本位論」などの理論で名がよく知られている蔣一葦教授である。氏の公司概念の定義について、同氏の「自願互利原則の堅持と企業連合の促進」經濟管理一九八〇年九月号(評論員の名義になっている)一一頁、「工業改組と企業連合」經濟管理一九八四年三月号四頁〜五頁、「公司問題の正確な処理は目前の体制改革の重要な一環である」中国經濟体制改革一九八六年一月号のほか、行政性公司問題調査グループ「行政性公司の調整及び改革に関する調査」中国經濟体制改革一九八六年五月号二五頁など参照。
- (23) 注(19) 前掲陳 永忠論文一三頁〜一五頁のほか、王 海柱「企業性工業公司の改組及び設立の若干の問題について」南開學報一九八三年四月号二八頁など参照。
- (24) 李 營章「企業性公司討論会の紹介」經濟學動態一九八三年四月号一八頁。
- (25) 胡 坤礼「企業性公司の法律特徴について」社会科学(上海) 一九八四年七月号六六頁〜六九頁。
- (26) 北沢 正啓・会社法(第四版・青林書院・一九九四年一〇月) 一〇頁〜一五頁。
- (27) 「經濟体制改革に関する中国共産党中央委員会の決定」中国研究所(編)「中国年鑑」一九八五年版二五一頁。
- (28) 高 尚全「条塊分割の打破と横割りの經濟連合」經濟研究一九八四年一〇月号三頁〜八頁。
- (29) この時期の横割りの經濟連合に関して公布された他の規則などについて、注(11) 前掲書四六〇頁〜四六一頁参照。
- (30) 注(11) 前掲書四六一頁。
- (31) ここで言われている緊密的な連合体とは、恐らく比較的長期の協業契約や協定によって組織されたものを指すと思われる。なぜならば、この時点の中国においては、株式制の企業がそれほど發展していません。資本参加による財産經營の一体化

があまり進んでおらず、殆どの連合体（後に述べる企業集団も）の結付きは、協業契約や行政命令によるほかはなく、このような連合体の結付きの脆弱さが後の企業集団の発展段階においても問題の一つとしてしばしば指摘されているからである。

- (32) 注(10) 前掲書一七四頁。
- (33) 李 照民「企業間の横割り連合の大いなる発展について」湖南経済(長沙)一九八六年三月号七頁〜八頁。
- (34) 任 文侠(斎藤 憲監訳)・現代中国の企業経営——経済体制改革の動向と展望(文眞堂・一九九一年五月)三六〜三七頁。
- (35) 注(34) 前掲書四四頁〜四五頁参照。
- (36) 注(27) 前掲一九八七年版一五六頁。
- (37) 注(27) 前掲一九八八年版一八一頁。
- (38) 国家計画単列とは国家計画委員会が作成する国家計画において、単独予算項目として扱われることであり、これによって多くの自主権が認められることになる。
- (39) 「国家経済体制改革委員会の一九八八年の経済体制改革深化に関する総合方案」国家経済体制改革委員会政策法规司(編)・企業経営メカニズム転換政策法规彙編(法律出版社・一九九二年一〇月)一六一頁。
- (40) 企業集団における財務会社の役割、集団における位置、その性質及び業務範囲、設立の要件などについて、一九九二年一月に中国人民銀行、国家計画委員会などの関連部門から公布された「国家の実験企業集団の財務会社の設立に関する実施弁法」国家経済体制改革委員会生産体制司(編)・中国公司法規新編(法律出版社一九九三年九月)一二九頁以下参照。
- (41) 「国家経済体制改革委員会の一九九一年の経済体制改革の要点」注(39) 前掲書一八七頁〜一八八頁。
- (42) 中国工業経済協会企業部「我が国の企業集団の発展を推進するための若干の問題について」経済工作通訊(北京)一九九二年六月号一九頁。また、同論文は、この時期の企業集団の基準が明確にされていないため、より正しい統計が見られないと指摘している。この指摘の裏付けの一つとして、ある資料では一九八八年末まで登記機関において登記された一万余の経済連合体の中、企業集団の数は四〇〇余になっていると書かれている(注(11) 前掲書四六二頁)。
- (43) これらの指摘について、注(42) 前掲中国工業経済協会企業部の論文のほか、孫 効良「我が国の企業集団及びその発展」改革(重慶)一九八九年六月号四八頁〜四九頁、劉 紀鵬「公司集団と集团公司」改革(重慶)一九九〇年四月号一四二頁など参照。

- (44) 一九九二年二月に國務院によって批准され、全国に通達された国家計画委員会などの「一部の大型企業集団を選定し、実験を行うことに関する請訓」注(40)前掲書一〇九頁以下参照。
- (45) この間の企業集団の新たな発展状況について、陳佳貴「中国企業集団の新たな展開」経済体制改革(成都)一九九四年二月号四五頁〜五〇頁。
- (46) 王保樹(白国棟)楊沢宇訳「中国会社法の制定と会社運営上の留意点」判例タイムズ八五七号(一九九四年一月二五号)三一頁。
- (47) 注(11)前掲書四六四頁参照。
- (48) 企業連合組織の分類概念の使い方については、注(11)前掲書四六三頁以下のほか、王保樹、崔勤之・企業法論(労働者出版社・一九八八年五月)二二七頁以下、張衛華・工業企業法新論(中国人民公安大学出版社・一九九三年四月)一八〇頁以下など参照。
- (49) 注(48)前掲王保樹、崔勤之著書二二七頁〜二二八頁。
- (50) 注(11)前掲書四六六頁〜四六八頁。
- (51) 注(48)前掲張衛華著書一八〇頁〜一八一頁のほか、劉書椅「我が国企業集団の若干の法律問題に関する考察」安徽大学学报(哲学社会科学版・合肥)一九九〇年四月号五七頁。
- (52) 注(49)前掲書二二八頁〜二二九頁。
- (53) 注(48)前掲張衛華著書一八一頁〜一八二頁。
- (54) 注(11)前掲書三三一頁〜三三四頁。
- (55) 注(48)前掲王保樹、崔勤之著書二二九頁、張衛華著書一八二頁。
- (56) 注(11)前掲書四六九頁〜四七〇頁。
- (57) 注(11)前掲書四七〇頁以下、注(48)前掲張衛華著書一八七頁以下。
- (58) 注(43)前掲劉紀鵬論文一四一頁。
- (59) 注(11)前掲書四九一頁〜四九二頁。
- (60) 郝紅「企業集団公司化に関する法的考察」政法論叢(濟南)一九九二年二月号二八頁〜三〇頁。

- (61) 任 国強・黄 志剛・呉 祥生「企業集團の若干の法律問題に関する探討」河北法學（石家庄市）一九九一年一月号二八頁以下。
- (62) 潭 峰「企業集團化問題に関する研討についての評述」理論と現代化（天津）一九九二年三月号一八頁。
- (63) 徐 孟洲、周 珂（主編）・中国社会主義市場經濟の法律調整——市場經濟とは法制經濟である——（法律出版社・一九九一年一〇月）一五頁〜一九頁。
- (64) 前説については、注(46)前掲四五頁、後説については、焦 津洪「有限責任と公司集團」國際商務（北京）一九九四年五月号六〇頁〜六四頁参照。